

て継続的に行う対応を促進することとされた。

平成16年度から「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」を実施し、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関から成るサポートチームの組織化等、地域における支援システム作りを行っている。さらに、警察庁と共催により「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、同事業の普及を促進している。

(43) 日本司法支援センターによる長期的支援

日本司法支援センターにおいて、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、犯罪被害者等の支援に精通した弁護士の紹介等も含めた様々な情報等の提供を通じた支援を行うこととしている。

なお、平成18年4月10日に日本司法支援センターを設立し、同年10月2日から業務を開始している（日本司法支援センターホームページ：<http://www.houterasu.or.jp>）。

(44) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、邦人犯罪被害者等の要望を踏まえ、在外公館（大使館、総領事館）が現地における弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行っていることについて、更に周知することとされた。

海外にて邦人が犯罪被害者になった場合には、従来より、在外公館において、現地における弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報を提供している。また、上記に加え、被害の状況及び邦人犯罪被害者等の要望に応じて、以下の案内・助言や支援を行っている。

- ① 現地警察への被害届出手続
- ② 現地の医療機関情報（日本人がよく利用する病院や日本語の通じる医師の紹介等）
- ③ 保険会社、緊急移送等にかかわる業者の連絡先・手続

- ④ 盗難・紛失等により所持金を失った場合の手続
 - ⑤ 家族への連絡（重傷等で被害者本人が連絡できない場合）
 - ⑥ 海外で行方不明になった場合の捜査・捜索等現地警察等への届出手続
 - ⑦ 家族が現地に向かう場合の旅券の緊急発給
 - ⑧ 死亡事件・事故の場合、死亡に関する諸手続、遺体の確認、葬儀、遺体の搬送等
- 犯罪被害者等基本計画の決定を踏まえ、海外において邦人が犯罪被害者となった場合に在外公館が提供している情報及び支援を、国民に対し更に周知するよう、同情報が掲載されているパンフレットや映像媒体等の改訂・更新にあわせて、同情報を見やすく、分かりやすくするよう努めている。

平成18年3月には、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」の増刷に際し、一部記載及び構成を変更するとともに、新パンフレットを海外安全ホームページ（外務省ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_02.html）に掲載した。

海外で困ったら ～大使館・総領事館のできること～



出典：外務省ホームページ

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む。）》

(45) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施、犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

犯罪被害者等は、被害直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでに、様々な機関・団体からの支援を必要とするが、必要とする相談や支援を要請する方法が分からず、異なる機関・団体の継ぎ目の谷間に陥る等日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な状況に置かれている。

そこで、各地域における犯罪被害者等に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省から成る検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施することとされた。

平成18年4月、内閣府において、「支援のための連携に関する検討会」を立ち上げ、ヒアリング、海外調査及び連携調査を踏まえ、

- ① 各種「協議会」等既存の枠組みを活用した、ネットワークの構築
- ② 起点となることが想定される機関・団体や連携の範囲に着目した、更なるネットワークの構築
- ③ 民間団体で支援を行う者の育成、カリキュラムに盛り込む内容や全国統一基準を確保する方策（資格・認定制度）

- ④ 民間団体で支援を行う者の支援活動に係る費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等支援活動を助長する仕組み
- ⑤ ネットワークにおけるコーディネーター等の育成
- ⑥ コーディネーターの各機関・団体への配置及びコーディネーターの制度化（資格・認定制度）
- ⑦ ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化
- ⑧ 既存の団体とは別の新たな法人格・認定制度の創設

といった論点について順次検討を行っている。今後、上記8つの論点につき、それぞれ1～2回の検討を行い、来年春ごろに報告書の中間とりまとめを行い、その後、国民から広く意見を募集し（いわゆるパブコメの実施）、更にそれらの結果を踏まえた検討を行い、来年末には最終報告書をまとめる予定である。

本検討会の経過や議論の内容は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ上で確認することができる（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>を参照。）。

(46) 「被害者連絡制度」等の改善

警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

「被害者の手引」については、先述のとおり、被害者の要望である確実な配布を徹底するための方策と、被害者支援の施策等の紹介を充実させたモデル案を検討中である。

また、「被害者連絡制度」については、被害者の要望である確実な連絡の徹底と、適切な情報の提供を行うため、連絡要領の改訂を検討中である。